

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し分）」の回答状況（項目ベース）

	検討対象	見直しを実施するもの			(参考) 平成21年12月 見直し決定分
			勧告どおり実施	勧告の一部実施	
内閣官房・内閣府	30	14 (47%)	13	1	3 (2)
警察庁	5	4 (80%)	3	1	—
総務省	—	—	—	—	12
文部科学省	8	3 (38%)	2	1	5 (3)
厚生労働省	43	33 (77%)	28	5	10 (8)
農林水産省	62	44 (71%)	16	28	5 (5)
経済産業省	6	4 (67%)	4	0	8 (4)
国土交通省	169	149 (88%)	134	15	16 (16)
環境省	47	36 (77%)	9	27	4 (4)
計	370	287 (78%)	209	78	63 (42)

※ 各府省の回答を内閣府において精査の上集計したもの。
 ※ 「見直しを実施するもの」に含まれないものには、見直しが困難なもの外、検討中であるもの等も含まれる。
 ※ 項目数については、今後の精査により異動があり得る。
 ※ 総務省は第1次見直しで全条項を措置済。

()内数値は地方要望分

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し分）」の回答状況（条項ベース）

	検討対象	見直しを実施するもの			(参考) 平成21年12月 見直し決定分
			勧告どおり実施	勧告の一部実施	
内閣官房・内閣府	77	30 (39%)	30	0	4 (2)
警察庁	8	7 (88%)	6	1	—
総務省	—	0	—	—	32
文部科学省	11	3 (27%)	3	0	7 (5)
厚生労働省	102	63 (62%)	50	13	38 (30)
農林水産省	117	68 (58%)	43	25	7 (7)
経済産業省	11	5 (45%)	5	0	11 (4)
国土交通省	329	238 (72%)	232	6	18 (18)
環境省	96	58 (60%)	32	26	4 (4)
計	751	472 (63%)	401	71	121 (70)

※ 各府省の回答を内閣府において精査の上集計したもの。

※ 「見直しを実施するもの」に含まれないものには、見直しが困難なもの外、検討中であるもの等も含まれる。

※ 総務省は第1次見直しで全条項を措置済。

()内数値は地方要望分

「見直しを実施するもの」との回答のあった主な例

○ 公園等のバリアフリー化構造基準の**条例への委任**

〔国土交通省、警察庁〕

〔現状〕 公園における通路の幅、道路の勾配、信号機の仕様等を国が基準を規定



〔見直し後〕 設置者である自治体が条例で決定

○ 有料道路の料金変更等に係る**大臣許可等を廃止**

〔国土交通省〕

〔現状〕 道路管理者が行う有料道路の料金変更等は、大臣の許可が必要



〔見直し後〕 許可を廃止し、事後報告とする

○ 緑地保全計画の策定等に係る**大臣同意協議を廃止**

〔国土交通省〕

〔現状〕 首都圏、近畿圏の都府県が緑地保全計画を策定・変更する場合には、大臣の同意が必要



〔見直し後〕 同意協議を廃止し、事後報告とする

○ 山村振興計画の**策定義務の廃止**〔農林水産省〕

〔現状〕 市町村に山村振興計画の策定を義務付け



〔見直し後〕 市町村が自ら策定の要否について判断可能

○ グリーン・ツーリズム基本方針の**策定義務の廃止**

〔農林水産省〕

〔現状〕 都道府県に基本方針の策定を義務付け



〔見直し後〕 都道府県が自ら策定の要否について判断可能

○ 職業訓練の基準の**条例への委任**〔厚生労働省〕

〔現状〕 自治体が設置する職業能力開発校における対象者、教科、訓練時間、実施方法を国が規定



〔見直し後〕 設置者である自治体が条例で決定

○ 福祉事務所設置の知事同意協議の**同意を廃止**

〔厚生労働省〕

〔現状〕 町村が福祉事務所を設置する場合は知事の同意が必要



〔見直し後〕 知事への協議にとどめ、同意を廃止

○ 公民館運営審議会委員の資格の**条例への委任**

〔文部科学省〕

〔現状〕 学校教育及び社会教育関係者等、国が資格要件を規定



〔見直し後〕 設置者である市町村が条例で決定

○ 計量法の立入検査に係る**県・市町村の協議を廃止**

〔経済産業省〕

〔現状〕 都道府県と特例市町村は、毎年4月に立入検査事務等の調整を図るための協議を義務付け



〔見直し後〕 協議の義務付けを廃止

○ 鳥獣保護区における事業に係る**大臣同意協議の同意を廃止**

〔環境省〕

〔現状〕 国指定鳥獣保護区における保全事業（侵入防止施設設置等）を実施する場合は大臣の同意が必要



〔見直し後〕 大臣への協議にとどめ、同意を廃止

見直しを実施するとの回答がなかった主な例

○ 施策の重要性・緊急性の観点から困難との趣旨

DV基本計画、交通安全計画、男女共同参画計画、障害者計画、次世代育成支援計画、耐震改修促進計画、動物愛護管理推進計画 等

○ 国の責任の観点から関与が必要との趣旨

農地、森林、畜産等の総量確保、卸売市場の認可等、森林病虫害の防除、国定公園内の工事許可 等

○ 公共事業の適切な実施、国等の財政支援の観点から困難との趣旨

漁港漁場整備事業計画、港湾計画、下水道事業計画、住宅計画、競馬活性化計画 等

○ 法の期限や新法の検討との観点から困難との趣旨

沖縄振興計画関連、地域公共交通に係る計画 等

○ 施設・公物の機能の確保の観点から困難との趣旨

都市公園に設置する建築物の規制、専修学校の設置基準、博物館登録要件 等

○ 私人の権利保護、生命・財産の保護、健康の確保の観点から困難との趣旨

都市計画関係の一部、水防計画、改良住宅への関与、食品衛生監視指導計画、がん対策推進計画、学校保健計画 等

○ 民間事業者への規制との整合性の観点から困難との趣旨

工業用水道の施設基準、砂利採取・採石業への規制 等

○ 自治体の区域を越える課題の調整の観点から困難との趣旨

感染症予防計画、鳥獣保護事業計画、都道府県廃棄物処理計画、水質汚濁総量削減計画、窒素酸化物総量削減計画 等

⇒ 様々な要因を乗り越えて、地域主権の実現に向けて、ぎりぎりまでの再検討が必要

※上記分類は、各府省からの回答やこれまでのやりとり等を踏まえ、内閣府が整理したもの。また、複数の要因にまたがるものについては、その一部に着目し整理したもの。